

研究ノート

中国における未成年者に対する性的侵害の規定の変遷

—— 1979年から1997年まで ——

周 筱

Abstract

After the Culture Revolution, legal institutions in China, once to be destroyed, began to rebuild for the developing socialist modernization ever since 1979. Laws against sexual abuse was included. China at that moment was facing six extreme social problems called 'six sins' which offense against the social order. Prostitution has seemed to be the most serious one. Under such background, prostitutes, including children, were also enacted to be punished by the administrative law. But there was a legal exception. When someone buys children who are under 14 years old at the moment, one would be punished not by the administrative law but by the penal code as 'rape'. At the same time, even children sell themselves, they would never be punished by any legal article including the penal code.

In 1997, the penal code was amended. Someone buys children who are under 14 years old became punished by the penal code not as 'rape' but as 'prostitution' according to the new article. However, by defining the crime as 'prostitution', death sentence which was used for 'rape' was no longer to be used. Because of this amendment, some other social problems emerged after 1997. Finally, the new article was abolished due to the dispute about such one of those social problem in 2015. But the legislation on child sexual abuse or child prostitution has continued to be amended. by proposal as same as which had been used to enact the abolished article.

This paper aims to interpret the transition of laws against child sexual abuse in China from 1979 to 1997, which especially against child prostitution by researching its historical context.

Key words: Laws against child sexual abuse, Transition, historical analyse

1. はじめに —— 問題の所在

2015年、中国で刑法第九回改正が行われた。いくつかの刑事法の条文が立法機

関により、増設・改訂・廃止された。そのなかに、わいせつ罪の対象の拡大と幼女買春罪の廃止が含まれた。とりわけ、幼女買春罪については、この罪名をめぐる存廃論争が2009年から2015年にかけて中国社会に大きな反響を引き起こした。さらに、2013年、四部門は、幼女買春罪の存廃論争によって浮上してきた中国各地の幼女買春事件、またはそれらの事件に対する民衆の反応に応じて、未成年者に対する性的侵害の規制の法整備を呼びかけた。その呼びかけは、2015年の刑法改正に影響をあたえたと思われる。それゆえ、幼女買春罪は「民意に従う」（『浙江日報』2015.8.26, 新聞時評版, 第003面）結果とも評価された。

幼女買春罪が廃止され、幼女買春を含む諸々の「幼女」に対する性行為は、強姦罪で処するようになった。すなわち、幼女買春罪をめぐる存廃問題が、法改正において解決されたともいえるだろう。にもかかわらず、その罪名をテーマにした議論は現在に至るまで継続してみられる。それらの議論（馬 2017；趙 2016, 2017）は、「幼女に特別な保護を与える」（高 2012）ために創設され、のちに「幼女を売春幼女という法による道徳的な区別から保護する」（孫 2010；趙 2011）ために廃止された幼女買春罪を、あらためて「保護」の立場からその罪名の適合性を再検討している。そのなかには、幼女買春罪が「幼女」に「売春幼女」というレッテルを貼り付けたことを根拠にし、幼女買春罪の廃止を主張した趙合俊が指摘したように、幼女を買春する行為を安易に姦淫行為として強姦罪を適用することによって「幼女を買春する行為を裁く法規定がなくなった」（趙 2016：71）という、未成年買春罪の増設を呼び掛ける議論もみられる。

幼女買春罪と未成年買春罪は、名称だけ見れば後者の対象が単に拡大したように見えるが、こうした法整備の繰り返しが中国の法制度ではしばしば行われてきた。なぜ学者が幼女買春罪の廃止を提唱しながら、かわりに未成年買春罪の増設を促したのか。そして、そもそも学者にとって幼女買春罪と未成年買春罪の違いがどこにあるのか。この問題の社会的背景を考えるにあたっては、未成年者に対する性侵害に関する法規制ならびにその変遷を事前に検討しておく必要がある。

それゆえ本稿は、買売春に焦点を当てて、中国における未成年に関わる性的侵害の規制を歴史的に整理し、その輪郭を描くことを目的とする。

2. 研究方法と分析資料

2.1 現代中国における立法体制の特徴

本題に入るまえに、この時期における立法体制を紹介する。

中国の法思想史研究者である武樹臣は、1997年に至るまでの現代中国の法文化をまとめた。彼によると、第一に、国家および公民の利益を最高原則とする「国・民」本位である（武 1988=1993：252）。第二に、中国ではドイツ／フランスの成文法主義が受容され、条文化された法律によって裁判が行われるという「法は

専ら国家権力による成文制定法として現われて来る。中国には慣習法が実定性を持つに至るメカニズムがなかった」（武 1997：50）という点を特徴として指摘することができる。

1978年、中国は文化大革命の影響から逃れるために、系統的に法制度を迅速に整備した。これらの一連の動きを通し、当時、とりわけ1982年憲法のもとで、「全国人民代表大会によって束ねられる一元多層とでもいう立法体制」（高見澤 1998：95）となった。それは、全国人民代表大会が基本法の制定権を持つと同時に、中央または地方政府、司法機関、軍事機関にも立法の機能を加えられたことを意味し、「最広義」の立法体制になった（高見澤 1998：95）という。そのため、中国の法律の構成が複雑化されたといえることができる。

2.2 分析資料と枠組み

本稿はまず、このように「最広義」の立法体制のもとで、中央政府が作成した法律と、地方政府が作成した法規、ならびに司法機関が行った解釈文など法律効力を持つ文書を資料として用いる。さらに、それらの資料を補足し、中国当時の立法背景を提示するため、社会学や法学を専門とする学者の学術論文を使用する。

上記の資料もとに、本稿はとりわけ、買売春に関する規制を分析対象とし、それにくわえ、同時期に強姦罪とわいせつ罪に関する諸規定にも着目する。法律条文の内容だけではなく、それらの条文を用いた司法の実践も示す。その目的は、中国における未成年者に対する性的侵害の規制の現在の・歴史的な在り様を明らかにすることである。

本稿の構成は次のとおりである。3節で、法整備の社会的背景である「六害」問題についての議論を提示する。4節では、「六害」を解決するための法整備の詳細を述べる。5節で、未成年者に対する性的侵害の規制が具体的にどのように応用されたのかを明らかにする。6節は結論を下し、未成年者に対する性的侵害の規制が時間の推移によって揺れ動いたことを明らかにする。

3 法整備の社会的背景 —— 社会問題としての「六害」

10年にわたる文化大革命が終焉を迎えるとともに、文化大革命が原因で停滞した経済を回復し、社会主義現代化を実現するため、中国政府は改革を行った。そのなかでも本稿が目にするのは、1978年憲法制定をはじめとする人民司法の「正規化」（通山 2008：61）の再起動である。その「正規化」の一環として、1978年10月、憲法の方針に従い、停滞していた刑法典の起草が始まった。

しかし、文化大革命が終焉してまもないこの時期は、社会の変動がなお激しかった。そのため、刑法をめぐる改正が続けられることになる。それでも刑法に包摂しきれない複数の問題があった。それらの問題に対し、全国人民代表大会常務委員会（立法機関）や最高人民法院（司法機関）、最高人民検察院（検察機関）、最

高人民公安局（行政機関）、國務院（国家政府）が個別に政策を作る傾向がみられた。そのなかで、最も懸念されたのは「六害」の問題である。

経済が回復するとともに、浮かびあがってきたのは、「六害」と称された問題である。それは、買売春、ポルノ、人身売買、麻薬、ギャンブル、迷信という六つの社会問題を指す。「六害」に直面した中国政府は、これを一掃するキャンペーンを始動した。そのなかでも、買売春問題が『「六害」を駆除する戦略のなかで最も重要な部分』（邱 1991：47）としてとらえられた。中国における買売春問題については、歴史的に懸念されつつある。1960年代にかけて、長年にわたる娼妓運動が成功を収めたとされた。それをうけ、中国は自国における性病の問題が解決されたことを世界に発信し、「ブルジョアの・封建的風習」（Mann 2011 = 2015：89）とされる娼婦制度が消滅したことを宣言した。その後、中国は文化大革命に入り、性が厳格に統制され、抑圧される「無性時期」（潘 2006）を迎えた。70年代末に入ると、それが一転し、「市場経済の風が吹いてきたとき、長い間に抑圧された性に対する要望が高まってきた」（樊 1990：27）のである。そして、『『金がすべて』という風潮が高まり、性の商品化現象も、避けられなくなってきた。都会では、女性の服装が華やかに一変したのと並行して、ポルノ、風俗産業、妾および売買春など、中国ではすでになくなったとされてきた性風俗が、新たな装いで復活した』（何 2005：48）。そして買売春は、社会の気風を損ない、社会の秩序を乱し、青少年を害し、性病を蘇らせると評価される（邱 1991：47）ようになった。その問題に対応するため、1981年から1997年にかけて、政府は買売春に関する法整備をはじめた。その結果、全国レベルで63部、地方レベルで30部の法律・法規が作成された（潘 2010）のである。

最高人民法院は、「社会の治安秩序に危害を及ぼし経済秩序を破壊する犯罪者に厳罰を与えることは、社会主義近代化の実現を保証するための最も重要なものの一つである」（最高人民法院公報 1985(1)：8）と述べ、「六害」を社会の治安秩序に危害を及ぼす問題としてとらえていた。それゆえ、改革開放初期における「六害」に対する法整備は、社会の治安秩序を重視した結果であると考えられる。当時の買売春をあつかう議論からは、こうした社会の治安秩序の要素も読み取れることができる。社会学者の何肇発（1995）は社会学の視点から次のように買売春について述べている、「調査によると、改革開放前の娼婦は、居場所がないか貧困かのゆえに、娼婦の道をやむを得ず歩んでいた。それに対し、今日の娼婦の大多数は、より高水準の生活を過ごし贅沢を尽くすために自ら娼婦になった。一人の妓楼に落ちた少女は、映画に映された都市の夜遊びにあこがれている、私は女だよ、なぜそれを求めてはいけないと述べた」（何 1995：103）という。さらに彼は、買売春の原因を当時の享楽主義に対する宣伝または暴力とポルノに対する露骨な宣伝にあると指摘した。このような指摘は、当時の「六害」に関する研究のなかではしばしばみられる。これらの研究には、二つの意味合いが含まれている。一方では、資本主義が中国社会で広まることによって、ポルノ

が流入し、それに影響された女性が買春の世界に墮ちる（譚 1990：54）ものである。もう一方では、改革開放後、女性自身が「安逸をむさぼり、働くのを嫌がり、享樂をふける」（林 1989：24）ため、「害」とされる売春を選んでしまうことを非難するものである。

それでは、売春婦とされる女性は、具体的にどのような者が含まれるのか。1989年に行った聞き取り調査（冷 1989）によると、調査対象とした187人の拘束された買春者と売春者のなかで、売春者は農村部の人が多かったことと、青少年のほうが多かったことが分かる。調査者の冷は、「統計によると、84名の売春者のなか、25歳以下69名、売春者全体の82.14%を占め、とりわけ16歳以下21名、25歳以下の売春者全体の30.43%を占め、一番年下なのは13歳だった」（冷 1989：16）と述べている。つまり、当時売春者のなかにも未成年者がかなりの割合が示していることが分かる。つづいて、売春女性がいかにして描かれていたのかを確認してみよう。農村の青少年性犯罪を社会問題としてとらえる研究では、「10代の恋によって貞操が失われた」（張 1991：41）ことが売春の誘因としばしば論じられていた。たとえば、ある少女は次のように描写されている。「一人の女少年は、14歳に初経を迎えた。そのあとすぐ、許婚相手の男少年と同棲し始めた。同棲した一年の間に、男のほうにはほかの好きな人ができて、婚約を破棄した。しかし、女少年はすでに欲求不満の身体になっていた。それゆえ、彼女は就職先の上司を魅惑した。だが、上司には妻がいるので、女少年が周りに非難され、就職先を去った。そのあと彼女は転々とし、売春婦になった」（王 1992：8）という。以上の描写が示すように、当時、売春女性が常に「道徳に基づいて自らの行為を管理することではなく、野放図な暮らしをし、恥知らず」（張 1991：41）の存在であるとして描写されていたのである。

4 未成年者に対する性的侵害の規制

4.1 1979年刑法

1979年刑法において、未成年者に対する性的侵害の規制は主に二つに分けられた。一つは強姦罪に関する規定であり、もう一つは流氓罪リウマンザイに関する規定である。強姦罪の規定では、14歳未満の幼女を姦淫したものにおいて刑罰が与えられる。流氓罪は、刑法第160条妨害社会管理秩序罪の通称であり、流氓にあたる行為は、大勢で殴りあい、騒動を起こし、女性を凌辱し、またはほかの公共の秩序を乱すなど（全国人大常务委员会委員長令第5号、1979）と定義された。そして、1984年に最高人民法院と最高人民検察院が作成した『關於当前辦理流氓案件中具体応用法律的若干問題的解答（流氓事件を処理するとき法律を応用する際、いくつか具体的な問題点に対する答申）』（「84」法研字第13号、1984）によって、男性および幼児を強姦する行為も流氓行為に該当するとされた。

4.2 改革開放初期：社会の治安秩序を重んじる法整備

前節において、女性、とりわけ未成年も含む青少年の女性が、当時の買売春問題において最も注目されていたことが分かった。彼女たちの売春行為は買春者の買春行為と同様に「社会の治安を乱す行為であり、処罰されるべきである」（張 1991：42）と唱えられたのである。この時期の法整備には、次の特徴がみられる。社会の治安秩序を保つために、まず、買売春の誘因に対して打撃を与えるというものである。具体的には、買売春の原因とされるポルノの製造・流通者や売春の組織・收容者などに、刑事責任を問うた。さらに、買う側だけではなく、売る側の女も罰される対象として規定されたのである。

1981年の『公安局關於堅決制止売淫活動的通知（公安部による売春活動を制止する通知文）』（公発 [81]（治）84号, 1981）をきっかけに、中国の各地においての娼妓政策が次々と制定された。『通知』は、売春を国家と民族の名誉を損害する活動として定義し、売春を制止しようと呼び掛けながら、「売春活動をした女性に対し、厳しく処するだけではなく、教育によって救う」と規定し、4つの状況に分けて売春者の女に対する收容、労働教養²などの行政罰を設けた。

このような方針に基づいて、中国は、買売春のための人身売買（最高人民法院最高人民検察院公安部民政部司法部全国婦連關於堅決打撃拐卖婦女兒童犯罪活動的通知（最高裁・最高検・公安部・民政部・司法部・全国婦女連合による女性・児童に対する人身売買を打撃する通知文）、公発 [86] 38号, 1986）を処することや、性病を抑える（『國務院關於堅決取締売淫活動和制止性病蔓延的通知』（國務院による売春活動を取り締まって性病の伝播を抑える通知文）国発 [86] 85号, 1986）通知などを布告した、たとえば買売春にしばしば利用される場所（『旅館業治安管理办法』（旅館における治安管理规定）、公発 [87] 36号, 1987, 2011年改正）や、『港口治安管理规定』（港における治安管理规定）、（公安部、交通部令第三号, 1989, 廃止）に対する取り締まりや、買売春を組織・斡旋する行為や性病を拡散する行為を刑法による犯罪化（『全国人大常務委員会關於嚴禁売淫嫖娼的決定』（全国人民常務委員会による買売春を厳しく禁ずる決定）、主席令第51号, 2009年改正）など、さまざまな角度から買売春を禁ずるように法整備が進んでいったのである。

それらの法整備のなかで、最も重要とされるのは、1986年の『中華人民共和国治安管理条例』（主席令 6 届第43号, 1994年改正, 2001年「中華人民共和国治安管理条例」の作成によって無効になった）³である。『処罰条例』は行政法として全国人民代表大会常務委員会によって作成され、その趣旨は、「治安管理条例を強化し、社会秩序と公共安全を維持し、公民の合法的利益を守り、社会の近代化建設の進行が順調になることを保障するために本法を制定する」（第一条）こととされた。第3章「治安管理条例を妨害する行為と処罰」の第三十条は買売春を規定し、その内容は「買売春または買売春を收容することを禁ずる。違反した場合、15日以下の拘留か、訓戒に処するか、反省書の提出を命じて悔悟させるか、または

規定に従って労働教養を実施する。さらに5000元以下の過料に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する」とされた。一方、当時の刑法は、利益を得るために、女性を勧誘して、売春婦を収容する行為を犯罪として規定していた（第百六十九条）が、買売春の両側に対する刑事責任は規定されていなかった。つまり、買売春の売る側と買う側の買売春行為に対して社会の治安秩序を乱した責任を問いつつも、刑事責任までは問われなかった。

しかし、そのなかの一つの例外があった。

それは、14歳未満の幼女を対象として買春した男性に対する処置である。『処罰条例』は第三十条の最後に、「14歳未満の幼女を買春したものに、刑法第百三十九条の規定に従い、姦淫とし強姦罪に処する」と規定した。上記の記述によると、当時の社会において、これらの幼女も「早熟や歪んだ性に対する意識と性体験」（鄭 1990：26）にもとづいて売春するものとして描かれている。一方、すでに刑法が規定しているように「幼女の同意の有無に関わらず、幼女と性行為をすると犯罪になる」とした内容に準ずると、第三十条の趣旨は次のようにまとめることができるだろう。つまり、14歳未満の幼女の性交渉について、刑法は合意の有無にかかわらずあらゆる性交渉を姦淫とみなす。したがって、14歳未満の幼女が売春行為をした場合、買春者の行為を姦淫として解釈する刑法に従って処罰しなければならないというのである。つまり、14歳未満の幼女を対象としての買春の場合、幼女が従来のように「売春活動し従事する」と認識されたものの法律上の責任がいっさい問われなかった。

4.3 1990年代：人権を重んじる法整備の始動

1990年代に入ると、中国では国際社会の動きと密接に関連して法改正が進められるようになった。そのなかでも、未成年者に関わる性的侵害の規制に関しては、二つの法律が重要である。一つは、『中華人民共和国婦女權益保護法』で、もう一つは『中華人民共和国未成年者保護法』である。1989年には「子どもの権利条約」が国連総会によって採択され、1990年9月から効力が発生した。中国は、『子どもの権利条約』の制定に力を入れながら、中国国内における『未成年者保護法』の立法活動を同時に進行させた。そして1991年9年には『未成年者保護法』が全国人民代表大会委員会において採択され、同年12月、中国が『子どもの権利条約』に加入した（郭 1997：46；康 1991：2）。このように国内法化と国際条約の加入に力を入れることで、未成年者を「五愛」（祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛する）、「四有」（理想が有り、道徳が有り、文化があり、規律が有り）という目標（曹 1990：3）のもとに教育し保護する方針の定着を試みた。『未成年者保護法』は、未成年者にかかわる売春を含む喫煙や飲酒などの逸脱行為を予防する機能を家庭の役割とし（第十一条）て、さらに未成年者に対する性侵害をも禁じた（第四十条）。

そして1992年には、「女性の合法的權益を保障し、男女平等を促進する」（第一

条)という趣旨のもとに、『婦女權益保障法』が作成された。そのなかで、買春を禁ずる(第四十一条)ことが、女性の人身権利に対する保障の一章に定められ、「女性青少年」(第十七条)と「女性児童少年」(第十八条)の身体的・心理的健康を保障する使命も学校に任せられた。さらに1995年、第四回世界女性会議が北京で開かれ、『北京宣言』と『行動綱領』が採用された。『行動綱領』において、女兒が独立な一章として論じられた。そのなかに「少女に対し、あらゆるレベルの社会的、経済的、政治的および文化的な指導的立場に積極的、効果的、かつ少年と平等に参加する準備をさせるため⁴⁾」の措置が呼びかけられ、さらに「自らの若さ、社会的圧力、保護する法律の欠如又は法の執行に対する怠慢のような要因のために、少女はあらゆる種類の暴力、特にレイプ、性的虐待、性的搾取、人身売買あるいは臓器や体の組織の売却、および強制労働を含む性暴力の被害を少年より受けやすい⁵⁾」と女兒・少女の特性が言及されたのである。

4.4 1997年刑法

こうした社会の治安秩序と人権保護を重ねて重視した法整備が進められるなか、1997年には、中国の現状を考慮しながら、1979刑法が大幅に改正された。そして改正後の1997刑法は、中国における法治国家の建設、人権に対する保障、政治の安定の維持などに重要な意味を持つ法典とみなされている(高・趙・劉 1998:1120)。この法改正において未成年者に対する性的侵害の規制には次のような変化がみられる。

まず、流氓罪の削除である。従来、流氓罪で処されていた社会の治安秩序を妨害する諸々の行為が、独立の罪名として定められるようになった。そのなかで、児童わいせつ行為に対してもわいせつ罪の独立とともに規定されるようになった。さらに、幼女買春罪が増設されている。

幼女買春罪の内容は、「14歳未満の幼女を買春する者は、5年以上の有期懲役、ならびに罰金を科す」(『中華人民共和国刑法』1997、第320条2項)というものであった。幼女買春罪で判決を下す場合、下記の4つの構成要件を同時に満たさなければならないという条件が設けられた。①14歳未満の女子は自ら売春行為に従事する；②14歳未満の女子は性行為に同意する；③買う側は売る側が14歳未満だと知っているまたは判断できる。④金銭の引取がある(張 2009)。司法実践において、幼女買春罪と強姦罪のどちらで罪を定めて量刑をするかは、主にその①と④の構成要件が揃えたかどうかによって決まるとされた。

当時の立法者である刑法学者の高銘喧は、増設の趣旨を語るさいに、「幼女買春犯罪のなかの幼女は、売春行為がある。彼女たちは強姦罪の被害者とは異なる。それゆえ、幼女買春行為を独立の罪名および独立の法定刑によって定めることが妥当である」(高 2012:584)として、売春行為と姦淫行為を区別して法改正を進めることと述べた。その区別は「幼女に対する特別な保護」(「中国法学会刑法学研究会名誉会長高銘喧は立法過程を述べる：立法の趣旨は幼女に特別な保護を

与えるため』『検察日報』, 2012.07.16日 第007版: 民生) の表れだとされた。なぜなら, 幼女買春罪の処断刑の最低限度は5年であり, それに対して強姦罪の処断刑の最低限度が3年であるため, 幼女買春罪のほうがより重い(劉 2013: 96)と考えられたからである。しかし, 幼女買春罪が強姦罪から独立した罪名とみなされているにもかかわらず, その罪名の位置づけは強姦罪を規定した第4章「侵害公民人身権利・民主権利罪」と異なり, 第6章「妨害社会管理秩序罪」であった。中国刑法各論における章立ては, おおむね犯罪行為の侵害した客体, すなわち保護法益の区別によって分類されている。したがって, のちにもしばしば議論されるように, 幼女買春罪の増設は, 社会の治安秩序を保護法益と想定されたことにくわえて, 14歳未満の幼女の人権を保護しようという, いわゆる社会の治安秩序と人権保護が同時に重んじられる当時中国の立法背景と呼応した産物であったといえることができる。

5 未成年者に対する性的侵害の規制の具体的応用

本節では, 上記の諸法律の立法過程を確認しながら, この時期におけるそれらの規制の応用の実践を次の三つの軸に従って提示する。第一は, 行為の類型である。ここでは, 主に未成年者の身体を直接に触れる性行為だけを指し, 主に強姦行為, わいせつ行為, 買春行為の三つに分けられる。第二は, 年齢の線引きである。中国の法律に現れる「14歳未満⁶⁾」と「18歳未満」との二つの年齢の線引きに従ってカテゴライズする。第三は, 未成年者の性別である。

5.1 1979年—1997年

上記の軸にもとづいて, 作成したのが表1である。

表1 1979—1997年中国における未成年に関わる性的侵害の規制の様相

対象性別	年齢	性行為と罰則					
		強姦		わいせつ		買売春	
		加害者 罰則	被害者 罰則	加害者 罰則	被害者 罰則	買う側 罰則	売る側 罰則
女	-14	刑法 (強姦罪)	×	刑法 (流氓罪)	×	刑法 (強姦罪)	×
	14-18	刑法 (強姦罪)	×	刑法 (流氓罪)	×	治安管理 処罰条例 30条	治安管理 処罰条例 30条
男	-14	刑法 (流氓罪)	×	刑法 (流氓罪)	×	治安管理 処罰条例 30条	×
	14-18	刑法 (流氓罪)	×	刑法 (流氓罪)	×	治安管理 処罰条例 30条	△*

*ここで△とする理由は、明文の規定がないからであり、筆者が1993年の第七条に規定された「売春者の収容・教育の除外」に関する条文を通して推論したものである。『売淫娼婦人員収容辦法』の第七条が『治安管理処罰條例』の規定に基づいて収容・教育を受ける人の除外文を規定している。その第（一）は「14歳未満の売春・買春者」という表現が用いた。それに対し、『治安管理処罰條例』が明文で「14歳未満の幼女」という表現も使用した。それによって、「14歳未満の幼女」という表現を使用していない「14歳未満の売春・買春者」のなかに、「幼女」に限らず、男子も含まれているという解釈も可能であると考えられる。

表1によると、この時期の未成年者、とくに女性に対する性的侵害の規制は次のようにまとめることができる。

第一に、14歳以上18歳未満の女性が、強姦（Rape）されたとき、刑法139条に従い、加害者が強姦行為に刑事責任を問われ、強姦罪で処せられる。

第二に、14歳以上18歳未満の女性が、買売春（Prostitution）を行ったとき、治安管理処罰條例に従い、買う側が買春行為に治安管理責任を問われ、行政罰が与えられる。同時に、売る側の女性も、売春行為に治安管理責任を問われ、行政罰が与えられる。

第三に、14歳未満の幼女が、強姦（Rape）されたとき、刑法139条に従い、加害者が強姦行為に刑事責任を問われ、強姦罪で処せられる。合意にもとづく性行为（Consensual Sexual Intercourse）も、行為の相手側が強姦行為であるとして責任を問われる。

第四に、14歳未満の幼女が売春を行った場合、買う側が刑法139条に従い、買春行為に対して刑事責任を問われ、刑罰が与えられる。売る側の幼女は責任を問われない。

次に、表2⁷を参考しながら、それぞれの罪名が具体的にどのように刑罰を規定したのかを明らかにしたい。

表2 1979-1997年における強姦罪、流氓罪、買売春に対する罰則
(対象が未成年の場合)

罪名	行為	法令	罰則
強姦罪	強姦行為	刑法139条	処断刑： 3年以上10年以下有期徒刑。14歳未満幼女を強姦する場合、3年以上10年以下の幅のなかで重く処する。 加重刑： 経緯が重大である場合、または強姦致傷・致死の場合、10年以上有期徒刑、無機懲役または死刑。
	14歳未満の幼女の合意に基づいての性交渉		
	14歳未満の幼女に対する買春行為		

罪名	行為	法令	罰則
流氓罪	その他	刑法160条	7年以下の有期徒刑、拘留または管制*
買売春	14歳以上の 人に対する 買春行為	治安管理処 罰条例30条	15日以下の拘留、訓戒、あるいは反省書の提出を 命じて悔悟、さらに5000元の過料

表2で示したように、強姦罪は死刑にいたるまでの加重刑が設けられることによって最も重い刑罰とされていることがわかる。すなわち、強姦行為および買春行為が加重刑として規定された「経緯が重大である場合」や「致傷・致死」の条件がそろった場合、死刑に処される可能性があったということになる。

5.2 1997年以降

上節で用いた軸にもとづいて作成したのが表3である。本項は、1979年刑法時期の規定と比較しながら分析を行う。

表3 1997年以降、中国における未成年に関わる性的侵害の規制の様相

対象 性別	年齢	性行為と罰則					
		強姦		わいせつ		買売春	
		加害者 罰則	被害者 罰則	加害者 罰則	被害者 罰則	買う側 罰則	売る側 罰則
女	-14	刑法 (強姦罪)	×	刑法 (児童わ いせつ 罪)	×	刑法 (幼女買 春罪*)	×
	14-18	刑法 (強姦罪)	×	刑法 (児童わ いせつ 罪)	×	治安管理 処罰法66 条	治安管理 処罰法66 条
男	-14	刑法 (児童わ いせつ 罪)	×	刑法 (児童わ いせつ 罪)	×	治安管理 処罰法66 条	×
	14-18	刑法 (児童わ いせつ 罪**)	×	刑法 (児童わ いせつ 罪)	×	治安管理 処罰法66 条	△

* 幼女買春罪は、2015年刑法第九回改正において廃止された。2015年以降は強姦罪で処する。

** 条文によると、14歳以上18歳未満の場合、被害者が男の子の場合が児童わいせつ

罪として規定される。しかし、司法実践によると、「児童」という概念は、常に1988年に規定された『最高人民法院關於拐売人口案件中嬰兒、幼兒、兒童年齡界限如何劃分問題的批復』（『最高人民法院による人口売買事件における嬰兒、幼兒、兒童の年齢線引き問題に対する回答』）にしたがって、14歳未満の人を指す。しかし、国際条約によると「児童」が18歳未満の人が該当する。それゆえ、児童わいせつ罪の14歳から18歳の男の子が解釈上に該当しているものの、司法実践のなかにあまり対象としてされてなかった。その点については、2015年刑法第九回改正によって改正され、14歳以上18歳未満の男の子が被害者の場合において、それらに対する強姦行為とわいせつ行為が児童わいせつ罪で処すると定められるようになった（『刑法修正案（九）』）

表3を見ると、1979年刑法時代と比べて、主に二つの変更がみられる。

第一に、流氓罪の削除によって、児童わいせつ罪と女性わいせつ罪が定着された。

第二に、2015年刑法第九回改正以前、14歳未満の幼女を買春した場合、行為者に対しては従来の強姦罪で処することから、新たに増設された幼女買春罪で処することになった。

それでは、1997刑法よって、それぞれ罪名にあたる刑罰がいかにして変化したのか、表4を見てみよう。

表4 1997年以降、強姦罪、わいせつ、買売春に対する罰則
(対象が未成年の場合)

罪名	行為	法令	罰則
強姦罪	強姦	刑法236条	処断刑： 3年以上10年以下有期懲役。14歳未満幼女を強姦した場合、3年以上10年以下の幅以内に重く処する。 加重刑： 下記に該当する場合、10年以上有期懲役、無期懲役、または死刑が科せられる。 (一) 経緯が重大。 (二) 数人を姦淫 (三) 集団レイプ (四) 強姦致傷・致死また被害者に重大な影響を与えた
	14歳未満の幼女の合意に基づいての性交渉		
児童わいせつ罪	わいせつ	刑法237条	5年以下の有期懲役または拘留 児童わいせつの場合、決められた幅の範囲内で重く処する

罪名	行為	法令	罰則
買売春	その他	治安管理处罰法66条	10以上15日以下の拘留、ならびに5000元の過料。 情状が比較的軽い場合、5日以下の拘留あるいは500円の過料
	14歳未満の 幼女を買春 する	刑法360条	5年以上有期懲役、ならびに過料

前節の表2の比較から、最も罰則的に変化したのは「14歳未満の幼女を買春する」という部分であることがわかる。幼女買春罪の創設は、従来強姦罪で処するこの行為を独立の法定刑で処するようにした。すなわち、「14歳未満の幼女を買春する」行為が1997年以前は加重がなければ最低3年とされた刑罰は、1997年以後が最低5年になった。こうした変更は、「買売春が社会の治安秩序を損なった」（高 2012）ことが考慮された結果であり、それゆえ、最低限度だけを見ると、幼女買春罪が強姦罪より厳罰化したように思われる。しかし、幼女買春罪の増設に伴い、従来、強姦罪の加重刑に当たる情状は規定から削除されている。すなわち、幼女を買う男性が、いくら従来加重刑にあたる行為をしたとしても、二度と無期懲役または死刑で処することができなくなった。本稿はその詳細に触れないが、この点こそが、のちに中国に起きた幼女買春罪の存廃をめぐる議論の焦点につながるのだ。いずれにせよ、その結果、冒頭で提示したように、幼女買春罪が2015年の刑法改正によって廃止され、「14歳未満の幼女を買春する」行為がふたたび強姦罪の枠にされたのである。

6 結びにかえて——法制度の揺れ動き

本稿は、1979年改革開放から1997年に至るまで、買売春に対する規制を軸とし、中国の社会的背景を論じながら、未成年者に対する性的侵害の規制の輪郭を描いた。以下では歴史的变化にそって本稿の内容を整理する。

強姦行為が相対的に変わらなかったことと比べ、わいせつ行為と買売春行為に関する法規定には変動がみられた。さらに、そうした変動にもかかわらず、児童わいせつ行為に関する規定は流氓罪から独立し、今日にみられる対象の拡大まで、徐々に整備されながら法律としての機能を果たしてきた。他方、未成年者にかかわる買売春行為に対する法規定には激しい揺れ動きがみられ、その処遇のあり方が今日に至っても定着することはなく、いまま未成年者に対する性的侵害の規制を整備するために法改正の焦点になっている。

1979年刑法が成立した当初、未成年者にかかわる買売春行為は法律によって定められていなかった。そのため、姦淫行為として強姦罪で処していた。

また、政府は社会の治安秩序に焦点を当て、それを害する6つの行為を「六害」

として追放するために多くの政策を実施してきた。買売春もそのなかに含まれる。また、買売春に対する当時の調査によれば、売春を行う女性の中には未成年者を含む青少年層の女性が多くみられた。彼女たちの売春行為にたいしては、「道徳に基づいて自らの行為を管理せず、野放図な暮らしをし、恥知らず」として非難がむけられていた。それゆえ、改革開放初期の法改正は、買売春を組織・斡旋する者、または買春者に処罰を与えるだけでなく、これらの未成年者を含む売春者をも罰する対象とした。1986年の『治安管理处罰条例』がそれである。「処罰条例」によって買春者または売春者はそれらの買春行為または売春行為に行政罰を与えられた。しかし、その中にも例外があり、それは売春側が14歳未満の幼女の場合であった。その場合、買春側がその買春行為に刑事責任を問われて強姦罪で処されることで、14歳未満の幼女は自らの売春行為に罰則を与えられなかった。

さらに90年代以降、国際の人権保護の潮流に乗り込み、そうした政治状況を背景に、中国における未成年者保護と女性保護の立法が進んでいた。それらの法律のなか、人権保護の趣旨のもとに児童買売春を徹底的に否定する姿勢が強化されたのである。このような社会の治安秩序の維持と人権保護を同時に重視した産物が、1997年刑法における幼女買春罪であった。

幼女買春罪の増設によって、14歳未満の幼女に対する買春行為と姦淫行為がはっきりと異なる文脈において規定されるようになった。それは、当時の立法者によると、売春行為を行った14歳未満の幼女と強姦罪の被害者とは区別されなければならないこととしたうえで、それらの幼女に対しての特別な保護を与えるために処断刑の最低限度を強姦罪の3年から5年まで上げて、社会の治安秩序の維持と人権保護を重んじて買春者に重い厳罰を与えるという主旨に基づいたものであった。

ところが、処断刑の最低限度が上がったものの、幼女買春罪は強姦罪のような無期懲役または死刑といった加重刑を設けなかった。本稿では論じなかったが、それが、2000年代に入ると、中国社会における幼女買春事件の暴露とともに、幼女買春罪が常にメディアや女性学者によって「加害者の男に対する放任」と非難され、最終的に廃止まで至る理由となった。2015年に幼女買春罪が廃止されてからは、14歳未満の幼女を買春する行為が「未成年者に対する性侵害」の文脈に統合され、再び強姦罪で処されることになった。

このように未成年者に対する性的侵害の規制の変遷を通して、とりわけ買売春にかんしての法整備の揺れ動きがみられたことが明らかになった。そしてその揺れ動きは冒頭で示した「未成年者買春罪」の増設などの今日の法改正のための呼びかけのなかでも継続してみられる。

最後に、本稿の位置付けについて加筆して述べたい。本稿は、ここまで数カ所に提示した2000年代に起きた一つの社会問題としての「幼女買春罪」という刑事法に定められた罪名をめぐる存廃論争を扱うさいに、「幼女買春罪」が成立するまでの中国の社会的背景を提示しながら立法の経緯を整理したものである。そ

の整理の結果、「幼女買春罪」は「社会秩序を保つ」と「人権を守る」という90年代中国社会に直面する二つの問題の交わりの産物であることが明らかになった。具体的にいうと、70年代80年代をとおして出てきた買売春が含まれる「六害」を駆除する目標と国際的人権条約の方針に従って人権を保護する目標は、90年代一つまり刑法改正の時代に一に交わりつつ、法改正に浸透している。しかし、このような目標に応じるために作られた「幼女買春罪」は、後に激しい批判を受けていた。それはなぜであろうか。結論を前倒して語ると、その理由は、まさにその「社会秩序を保つ」と「人権を守る」その二重の目標にある。冒頭ですでに述べたように、「幼女買春罪」の存廃論争は、いくつかの段階を経て、最終的にこの罪名が、社会秩序を乱す買売春に従事することによってこれらの「幼女」がほかの幼女と区分して規定すること（社会秩序を重んじる規定）と、「幼女」に「売春幼女」のレッテルを貼って無垢な「子ども」から区別することに対する批判（子どもの人権を平等に守る）の二項対立（周 2015）に置き換えてしまった。さらにここで隠されている問題がある。それは、社会秩序と人権をそれぞれに焦点を当てると、「幼女」（言い換えれば、法律上で定められた未成年者）がいかなるようにつえられたのか——すなわち、女性の身体を持ち主であり能動的にセックスするいわば未成年のセクシュアリティの現実を見るか、あるいは女性の身体を持ちながらも「無性的」な存在という擬制を見るかということである。本稿は、中国社会が未成年者または未成年者のセクシュアリティをいかにしてとらえるのか、またはなぜこのようにとらえることになったのかという問いを解明するための踏み台であると考えられる。

〔注〕

¹ 四部門は、中国における最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部との四つの部門の略称である。最高人民法院は中国最上級の裁判所であり司法機関であり、日本の最高裁判所に相当する。最高人民検察院は中国最上級の検察機関であり、日本の検察庁に相当する。公安部は中国の警察を担当する中央官庁で国家政府を構成する行政機関であり、日本の警察庁に似ているだが、日本より権限が多い。司法部は日本の法務省に当たる。

² 労働教養とは「公安機関の行う身柄拘禁措置であり、その実質は司法手続きによらない有罪決定に基づく懲役である」（但見 2004：99）

³ 治安管理責任は、公共秩序を攪乱し、公共安全の妨害、人身、財産の権利侵害、社会管理を妨害し、社会に損害を与え、『中華人民共和国刑法』に規定する犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に至らない場合は、本法に基づき公安機関が治安管理処罰に与えると規定された。

⁴ 日本語訳は、内閣府男女共同参画局の翻訳を参照している。引用元は、http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-L.html（最

終閲覧：2017年12月10日)

⁵ 同上

⁶ ここで「未満」というのは、「14歳」を含まないことを意味をする。

⁷ 表2は、高銘暄の著書、『中華人民共和国刑法的孕育誕生和發展完善』に基づいて作成されたものである。

⁸ 管制とは、「身柄は拘束されずに、大衆の監督の下で、ある程度の自由は瀬玄されるが、教育と改造を通じて犯罪者を構成させる発送から適用された刑罰であったのである」(鄭 1997: 57)、その期間は1年以下、1日以上である。

[文献]

曹海波, 1990, 「保護青少年立法論綱」『現代法学』3: 2-5.

郭翔, 1997, 「我国对児童権利的法律保護——兼析联合国《児童権利公約》与我国《未成年人保護法》等法律的相關性」『政法論壇』6: 44-52+102.

高銘暄, 2012, 『中華人民共和国刑法的孕育誕生和發展完善』北京大学出版社

高銘暄・趙秉志, 2013, 『中国刑法規範与立法資料精選(第二版)』法律出版社

高見澤磨, 1998, 『現代中国の紛争と法』東京大学出版社

何肇發, 1995, 「從社会学角度論四害的掃除」『社会学研究』3: 103-106.

何燕俠, 2005, 『現代中国の法とジェンダー』尚学社.

康樹華, 1991, 「我国制定《中華人民共和国未成年人保護法》的重大意義」『法学雜誌』5: 2-3.

林晚秀, 1989, 「論妓女」『社会』6: 24-29.

冷毓, 1989, 「对187個買淫嫖宿者的剖析」『社会』2: 18-19.

馬妹, 2017, 「嫖宿幼女罪廢除之後的冷思考」『青少年犯罪問題』2: 89-94.

邱業偉, 1991, 「当前卖淫活動的原因与法律对策」『現代法学』3: 47-51.

孫曉梅, 2013, 「廢除“嫖宿幼女罪”的研究綜述」『中華女子学院学報』25(0): 23-28.

Susan Mann, 2011, *Gender and Sexuality in Modern Chinese History*, Cambridge.

潘銘綏, 2008, 『中国性与生殖健康30年』社会科学文献出版社

潘銘綏, 黄盈盈, 2013, 『性之變: 21世紀中国人的性生活』中国人民大学出版社

University Press. (= 秋山洋子・板橋暁子・大橋史恵訳, 2015, 『性からよむ中国史』平凡社)

譚深, 1990, 「对近年婦女研究現象的社会学考察」『社会学研究』6: 50-59.

但見亮, 2004, 「中国の行政拘禁制度改革—労働教養制度改廢の議論に關連して」, 『比較法学』38: 99-145

通山昭治, 2008, 「七八年憲法下の中国人民司法の「轉換期」と「正規化」(上)」『法学論集』15(1): 61-113.

鄭寒, 1990, 「女性性犯罪的形形色色——来自上海市監獄的一份調查報告」, 上

- 海大学、『社会』2：25-28.
- 鄭澤善，1997，「中国刑法における「管制」制度」『中京大学大学院生法学研究論集』17：53-82.
- 王仲水，1992，「農村青少年性犯罪在増長」『社会』5：9-10.
- 武樹臣，1997，『中国伝統法律文化鳥瞰』大象出版社。（＝植田信廣訳，2003『中国の伝統法文化』九州大学出版会.）
- ，1988，「讓歴史預言未来——論中国法律文化的總体精神与宏觀様式」『法学研究』1989(2)：91-8。（＝1993，植田信廣訳「武樹臣著『歴史が予言する未来—中国法文化の全体精神及びマクロの様式を論ず』」『法政研究』60(1)：245-63.
- 趙合俊，2017，「嫖宿幼女：無罪還是強奸罪」『法制与社会』27：213-214.
- ，2016，「我国刑法応説立嫖宿未成年人罪」『青少年犯罪問題』4：71-76.
- ，2011，「嫖宿幼女罪再思考——一種國際公約的視角」『婦女研究論争』5：5-10.
- 張明楷，2009，「嫖宿幼女罪与奸淫幼女型強奸罪的關係」『人民檢察』17：8-12.
- 張義泉，1990，「売淫現象的社会背景」『社会』10：38-40.
- 最高人民法院刑事裁判庭第一庭，2014，『最高人民法院，最高人民檢察院，公安部，司法部性侵未成年人犯罪司法政策案例指導与理解適用』人民法院出版社.
- 周筱，2015，『「幼女」の語られ方——中国現行刑法における「嫖宿幼女罪（幼女買春罪）」の解釈をめぐる法的言説と日常的言説』筑波大学人文社会科学研究科國際公共政策専攻社会学分野修士論文.

参考資料

- 最高人民法院，『中華人民共和國最高人民法院公報』（1984年から1997年）
- 全国人民代表大会常務委員会，『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』（1979年から1997年）
- 中国法律年鑑編集室，1998，『中国法律年鑑（1982-1997）』